

令和4年2月10日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和4年2月10日（木曜日）午後1時27分～午後1時59分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和4年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ④公の施設の指定管理者の指定について（青森市合浦デイサービスセンター）
- ⑤青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①ごみの減量化の進捗状況について

○出席委員

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	藤田 誠
委員	中村 節 雄		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 高村 功 輝
福祉部長 福井 直 文
保健部長 坪 真紀子
保健部理事 千葉 康 伸
市民病院事務局長 岸 田 耕 司
環境部次長 奥 崎 文 昭
福祉部次長 三 浦 裕 子

福祉部参事 加 福 拓 志
保健部次長 小 形 麻 理
保健部次長 佐 藤 秀 彦
保健部参事 佐々木 祐 子
市民病院事務局総務課長 阿 部 崇
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高 木 渉
議事調査課主事 北 山 賢 臣

議事調査課主査 猪 口 茂 樹

○村川みどり委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、保健部理事が、昨日、2月9日付で任命されておりますので、自己紹介をお願いいたします。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 千葉でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○村川みどり委員長 それでは、本日の案件に入ります。

「令和4年第1回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和4年第1回定例会に提出を予定しております「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、本条例は、18歳未満の障害児が利用できる障害児入所施設の指定をもって、18歳以上の者が利用できる障害者支援施設の基準を満たすとする、みなし規定を延長するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

「2 改正内容」ですが、障害児入所施設の入所者が18歳となった際に、移行先である障害者支援施設が見つからないまま、退所させられることがないように、一定の福祉型障害児入所施設を18歳以上になった際も利用できる指定障害者支援施設等とみなしてきた特例期間を延長するものであります。

特例の適用期間は、記載しておりますとおり、現在、令和4年3月31日までとされているところを、令和6年3月31日まで延長するものであります。

本条例の施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 制度について、私、ちょっと無知なもので教えていただければと思うんですけども、先ほどの説明でもあった福祉型障害児入所施設に入所されている18歳未満の方が、18歳以上になった際に指定障害者支援施設等が見つからない場合に、ここに居続けることができる、これがみなし特例だということなんですけど、居続けることができる期間というのは、決まりとかはあるんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 18歳を超えてからいつまでいられるのかということですが、いつまででも——いつまでに出なくては駄目だという規定はありません。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和4年第1回定例会に提出を予定しております「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、本条例は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」により、社会福祉士及び介護福祉士法が一部改正されることに伴い、所要の改正をするものであります。

「2 改正内容」ですが、条例において引用している社会福祉士及び介護福祉士法の条項の整理に伴い、表に示しておりますとおり、条ずれの発生に伴い、改正するものであります。

本条例の施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和4年第1回定例会に提出を予定しております「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準であります「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、母子生活支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとする改正が行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

「2 改正概要」につきましては、母子生活支援施設の長の任用要件については、

現行は、児童福祉司となる資格を有する者にあつては児童福祉事業に従事していた期間、社会福祉主事となる資格を有する者にあつては社会福祉事業に従事していた期間を勘案することとされておりますが、改正後は、いずれも相談援助業務に従事していた期間を勘案することとするものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。なお、今回の条例の改正内容につきましては、国の基準どおりの改正となっております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和4年第1回定例会に議案の提出を予定しております、公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、指定することとなっております。このたび、令和4年3月31日をもって、指定期間が満了する青森市合浦デイサービスセンターの指定管理者候補者を選定いたしましたことから、本条例に基づき指定に係る議案について提出するものであります。

お手元の資料1を御覧ください。

初めに、募集要項配布及び申請書受付期間につきましては、令和3年8月2日から9月7日まで指定管理者募集要項を配布し、令和3年8月31日から9月7日まで申請書の受付を行いました。この期間に応募がなかったことから、令和3年10月6日から再募集を行い、10月8日から10月19日まで申請書の受付を行いました。この期間においても応募がありませんでした。

このため、令和3年11月10日から再度募集を行い、令和3年11月12日から11月23日まで申請書の受付を行ったところ、1者の応募がありました。

次に、指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部次長を委員長とする、各部局の次長級の職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者で組織する指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類を基に、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策等の審査項目について点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いただいたものであります。

次に、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

次に、対象施設及び指定管理者候補者の選定結果について、御報告いたします。

対象施設といたしましては、青森市合浦デイサービスセンターであり、応募者1者について、指定管理者選定評価委員会において審査を実施したところ、応募資格を満たしていること、最低得点以上を獲得していることから、一般社団法人慈

恵会が指定管理者の候補者として選定されたところでもあります。

審査結果の詳細につきましては、配付しております資料2に記載のとおりとなっておりますので、御参照くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今回の指定管理者候補者は、現在の指定管理者と同じ団体となっております。

説明は、以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 一応の確認ですけれども、2回募集して、いずれも応募者がなかったということで、再々度募集するに当たって、募集要項等は別に変えなかった、そのままの募集要項だったということでよろしいですね。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 募集要項の変更はありません。引き続きそのままの形でやっております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。以上です。

○村川みどり委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 令和4年第1回定例会に提出を予定しております「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。令和2年12月10日に厚生労働省が、公衆浴場における衛生等管理要領を一部改正し、男女を混浴させない年齢がおおむね10歳以上から、おおむね7歳以上に引き下げられたことに伴い、青森市公衆浴場法施行条例に規定している衛生及び風紀に必要な措置の基準について、一部改正しようとするものであります。

「2 改正内容」につきましては、青森市公衆浴場法施行条例に規定する衛生及び風紀に必要な措置の基準中の遵守事項において、男女を混浴させない年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げるものであります。

具体的な改正内容につきましては、2枚目の新旧対照表のとおりとなっており、本条例の施行期日につきましては、周知期間を確保するため、令和4年10月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、「令和4年第1回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○**高村功輝環境部長** ごみの減量化の進捗状況について、御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

今年度の10月から12月までのごみの排出状況について御報告申し上げます。

初めに、資料左側の表1「令和3年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が、10月から12月までの排出状況となっております。青森地区におきましては、1万9479トンとなり、前年度の同時期と比較して225トンの減少、浪岡地区では、1063トンとなり、前年度の同時期と比較して、60トンの減少、平内町、今別町及び蓬田村の広域町村では974トンとなり、前年度の同時期と比較して、5トンの増加となりました。

これら第3四半期の合計は2万1516トンとなり、前年度の同時期と比較して280トン、率にして1.3%の減少となりました。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは、4月から12月の可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。各地区の合計では、昨年度と比較して、家庭系可燃ごみは74トンの増加、事業系可燃ごみは18トンの増加、合計で92トンの増加となりました。

このうち、青森地区につきましては、家庭系ごみが155トンの増加、事業系ごみは67トンの増加となっております。合計で222トンの増加となっております。

なお、このうち、家庭系ごみにつきましては、市民の方が、ごみを直接、清掃工場に搬入してくる自己搬入ごみが、昨年度に比べ約318トン増加しております。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。4月から12月の第3四半期までの実績に、前年同時期と比較した増減率を乗じた年間の推計値は、各地区の合計では8万4881トンとなり、昨年度と比較して125トンの増加の見込みとなっております。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標」を御覧ください。赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。

可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて年間800トンとしておりますが、先ほど表3で御説明したとおり、現時点では、125トンの増加見込みとなっております。

令和2年度に大幅な減少がありましたので、令和2年度と令和3年度の合計では800トン掛ける2の1600トンの減量目標に対し、1539トン多い、3139トンの見込みとなっております。

前回、令和3年11月19日に開催された当常任委員協議会におきまして、ごみの

減量化の進捗状況の報告の際、藤田委員から要望のあった1人1日当たりの可燃ごみの排出量について、令和3年度の現在の見込量で算出いたしますと、青森市では、804グラムとなり、前年度と比較して10グラムの増加、青森市に広域町村を加えた全体では、798グラムとなり、前年度と比較して11グラムの増加となっております。

以上が、今年度第3四半期までのごみ減量化の進捗状況となっております。

先ほど御説明した左側の表の合計にあるように、前年度の同時期と比較し、第1四半期は405トンの増加、第2四半期は33トンの減少となっておりますが、第3四半期は280トンの減少となり、増加傾向の鈍化が続いております。

今後におきましても、ごみ減量化に向けた新たな目標の達成に向け、引き続き、ごみの減量化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 先ほど、自己搬入ごみが318トンと、かなり増えているということだったんですが、この要因というか、ごみの内容というのはどういうものなのか。やはり、コロナの影響で、みんなが物を捨てているというか、整理しているというのが要因なのかどうか、ちょっと教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 御質疑にありましたように、市民の方が自分で清掃工場にごみを搬入する自己搬入ごみというものが、今年度に入って、非常に多くなっている傾向にあります。

これにつきましては、新聞報道であったんですけども、青森市のみならず、全国的な傾向として、自己搬入ごみが多いということで、やはりコロナの関係で自宅にいる時間が多くなり、その際に、いわゆる断捨離といいますか、自宅の整理とかということで、しかも、ごみの収集の期日にとらわれず、自分のペースで清掃工場に搬入できるということが大きな要因ではないかなというふうに考えているところです。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それはそうなんだろうなというふうに思う一方で、ただ、コロナが長く続いている中で、みんな、ある程度、もう整理したんじゃないかなというもの——まあ、これは私の個人的な思いですけども。そういう感想は持ちました。内容は分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 本日2月10日、午前10時半、県知事と市長が共同会見を行い、県立中央病院と青森市民病院の在り方に関する基本方針を発表しましたので、その内容等について御報告いたします。

県立中央病院と青森市民病院の在り方については、昨年、青森県と青森市が共同で設置した県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会から、青森県と青森市が共同経営の上、統合病院を新築整備することが最も望ましいとの提言をいただいたところです。

この提言を踏まえ、青森県と青森市で協議を進めてきたところではありますが、人口減少や医療従事者不足、さらには、新興感染症対策など、地域医療を取り巻く課題や多様な医療ニーズなどに対応し、持続可能な、そして強い医療提供体制を構築していくためには、両病院の機能・資源を集約・充実していくことが重要であると考え、両病院の在り方に関する基本方針として、青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備することを、県知事と市長が共同会見を行い、発表したところです。

市としては、新病院が、青森市民病院の役割を継承しつつ、青森市民はもちろんのこと、青森地域保健医療圏に住む方々に対して、将来にわたり安定的かつ質の高い医療を提供できるものと考えており、新病院開院までの準備期間を含め、県立中央病院と共に、大学等と連携しながら、しっかりと地域医療を支えつつ、早期に効果が発現できるよう取組を進めてまいります。

市民病院の整備場所や経営形態などの具体的な内容については、できるだけ早期にお示しできるよう、今後、県と市で検討を進めてまいります。

報告は以上であります。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 すみません。今の説明の中で、ちょっと教えてほしいのが、青森市民病院の役割と言いましたよね。何なんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 青森市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として、地域の医療を支える機能を担っております。そして、さらに自治体病院として、救急医療、がんを初め、その他の医療の提供を担っている病院であります。そういった役割を引き続き担っていくということでもあります。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 先ほどの説明にもありましたけれども、もう1回、ちょっとお聞きしますが、場所や経営形態等の決定については、誰が行うのか教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 それについては、今後、県と市で協議して決定していくこととなります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、何か検討会みたいなものをつくるとか、そういうものをつくるわけではなく、県と市が2者で話し合っただけの方針を固めていくと、これでいくというふうに固めていくということによろしいですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 はい、そうなります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それは、タイムリミットというか、いつぐらいとか、どのタイミングで何の話合いをするとかということは、現段階であるんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 今日、基本方針を発表して、これから詳細なことについては、新たな組織も、今、検討しているところですので、そういった中で——新たな内部の組織ですね。そういったものも踏まえて検討を進めていく中で、整備場所等についても決定していくということでもあります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、市民意見の反映などについてはどのように考えているんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 私ども、これまで、議会を通じたり、タウンミーティングの場を通じて、多くの市民の意見を伺ってまいりました。それを踏まえて、今回の決定になります。

また、引き続き、整備場所や運営形態など、そういったものについても、議員の皆さんを初め、御意見を伺いながら、また、市民の皆さんに丁寧に御説明申し上げながら、それについて決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、今の話でいうと、場所や経営形態について、こういうふうに考えますと。ある程度、固まったらそのタイミングで、市民にも何らかの形で説明会なりを行うということによろしいんですね。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 今、説明会の話が出ましたけれども、説明会云々かんぬんは、ちょっと私のほうで今、まだそこまでは考えておりません。ただ、いずれにしても、タウンミーティングであったり、いろんな場面で、市民の皆様にお伝えしながら、御説明申し上げていきたいというふうに考えております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ちょっと、いまいちじっくり来ないんですけれども。

あとは要望ですけれども、どのように決まっていたのかということをご希望です。

これまで、あり方検討協議会の議事録はしっかりと公開されていたように、この先の議論についても、ぜひ公開してほしいなというふうに思うんです。じゃないと、市民がよく分からないままに、検討材料も何も分からないままに、とにかく結論だけ、ぼんと出されてしまっても、それは戸惑ったりとかしてしまう場合もあると思うので、ぜひ、そこは要望しておきたいと思います。

以上です。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 ちょっと重箱の隅をつつくわけじゃないけれども、これまでのタウンミーティングとか、議会の中で話を聞いて、今の形にしたというふうに、御発言されたように聞こえたんですが、私どもはそういう認識はないし、タウンミーティングで、県立中央病院と市民病院の在り方について、どこのタウンミーティングでそういう話になったのか、もし分かる範囲でお答えいただければ。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 私の説明の仕方が悪かったのであれば、お詫び申し上げます。

議会の皆さんの意見・質問がこれまでいろいろとありました。そういったことを踏まえて、市として判断したということでもあります。

また、タウンミーティングだと、私が出席した今年の11月、油川地区の町会の方から、そういった統合の話が出て、そこについても丁寧にお答えさせていただいたと思っております。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ということは、今の話を聞くと、住民から、その話が出て、タウンミーティングの課題になったと。

タウンミーティングで、あり方検討協議会をつくって検討する、話し合いを進めていくという話を、市から市民の皆さんにいろいろと話をしたということではないんですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）そのとき、あなたが出席したときに、その話が市民から出たというだけですね。分かりました。いいです。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 質疑とかではないです。

通常の人事異動であれば、部長のほうから、課長級以上を紹介されると思うんですよ。

今回も、次長とか、あと兼務している方とかでも、課長級以上で発令された方がいらっしゃるんですよ。であれば、差し支えなければ、この場にいる方だけでも結構です。御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○村川みどり委員長 では、保健部長、お願いします。

○坪真紀子保健部長 改めまして、保健部長の坪でございます。

このたび、保健部理事を置きまして、ワクチン接種の担当をさせるという発令が出ております。また、併せて、担当しておりました次長が昇格したため、他部から次長級職員の発令が出ておりますので、改めまして、私から紹介させていただきます。至らず申し訳ございませんでした。

まず、ワクチン接種の担当をいたします保健部理事の千葉でございます。

○千葉康伸保健部理事 千葉でございます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○坪真紀子保健部長 また、変更はありませんが、感染症の事務など、あと、感染症対策課以外の課を引き続き担当いたします小形です。

○小形麻理保健部次長 小形でございます。よろしくお願いいたします。

○坪真紀子保健部長 また、今回、総務部次長から保健部次長に異動となりました佐藤でございます。

○佐藤秀彦保健部次長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○坪真紀子保健部長 佐藤につきましては、ワクチン接種の事務を担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○村川みどり委員長 それでは、ほかに委員の皆さんから発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)